

利府町農業委員会農地移動適正化あっせん基準

利府町農業委員会告示第8号

令和7年9月11日

(目的)

第1条 この基準は、利府町農業委員会(以下「本会」という。)が、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う権利移動のあっせん事業(以下「あっせん事業」という。)を実施するため、その基準として利府町農業委員会農地移動適正化あっせん基準(以下「あっせん基準」という。)を定め、もって農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 このあっせん基準は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項に基づき指定された農業振興地域内で同法第8条第2項により定められた農用地区域内の農用地等に適用するものとする。

(農用地等権利取得要件)

第3条 このあっせん基準において、農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者(農地所有適格法人、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第3項各号に掲げる要件を全て満たす者、農業後継者及び新規就農希望者(新たに農業経営を行おうとする者(その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。))をいう。)を含む。以下同じ。)とし、農業を営む者の要件については、次に掲げる要件の全てを備えている者に限るものとする。

- (1) その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積は、本会が別表に掲げる営農類型別の経営基準面積を超えるものであること。
- (2) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。
- (3) その者が取得する農用地等を農振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(あっせん優先順位)

第4条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化

法」という。)第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。)又は認定就農者(同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。)を優先してあつせんするものとする。

2 農用地等の権利取得要件を備えている者が2人以上いる場合におけるあつせんの順位については、次に掲げる事項を総合的に勘案して定めるものとする。

(1) 農用地等の権利取得後における経営面積と、別表に定める経営目標面積との格差が小さい者に対して優先的にあつせんすること。

(2) 利府農業振興地域整備計画及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく意欲と能力のある農業経営を目指す者に対して優先的にあつせんすること。

(3) あつせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者に対して優先的にあつせんすること。

(4) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあつせんすること。

(5) 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため、最も適当と認められる者に対して優先的にあつせんすること。

3 農業農村整備事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、当該施策等との関連においては、このあつせん基準にかかわらず、その農用地等の移動がそれぞれの事業目的に合致し、農業経営の規模の拡大、農用地等の集団化、その他農用地等の保有合理化に寄与する程度を勘案して、あつせんするものとする。

4 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の区域内においては、前3項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあつせんにより権利を取得させるべき者を定めるものとする。

(1) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者(以下「農業を担う者」という。)が位置付けられている場合には、その者にあつせんすること。

(2) 町が地域計画を変更することが見込まれる場合であつて、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあつせんすること。

(3) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その

他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。

(あっせん譲受け等候補者名簿の作成)

第5条 本会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者(あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。)を登録したあっせん譲受け等候補者名簿(様式第1号。以下「名簿」という。)を作成するものとし、毎年1月に見直しをするものとする。なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

(あっせん申出の適否、選定)

第6条 本会は、農用地等のあっせんを受けようとする者から、あっせん申出書(様式第2号)により次に掲げるあっせんの申出があった場合、あっせんの適否を決定し、相手方となるべき者を選定するものとする。なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等(基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。)についてのあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構が行う同条第3項に規定する農地中間管理事業及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において、本会によるあっせんを行うものとする。

(1) 農用地等の所有者から、農用地等の売渡し、貸付け又は交換について
のあっせんの申出があった場合。

(2) 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについての
あっせんの申出があった場合。

(3) 前2号のあっせんに、直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は
交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合。

2 前項にかかわらず農用地等の所有者からのあっせんの申出で、その売渡し
又は貸付けの相手方を指定している場合、あっせんの申出以前に既に実質的
に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認
められる場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があ
ると認められる場合には、あっせんを行わないものとする。

3 第1項第1号のあっせんについては、農用地等の権利移動の相手方となる
べき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があっせん
基準に適合することを確認するため選定調書(様式第3号)を作成した上で当
該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとする。

4 第1項第2号のあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認するため選定調書(様式第4号)を作成した上で農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

5 第1項第3号のあっせんについては、選定調書(様式第5号)を作成し、その上であっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(あっせん委員)

第7条 本会は、前条第2項から第5項までの規定により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農業委員又は農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員2名を指名し、当該あっせん委員に農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。この場合において、本会はあっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者に対し、あっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知(様式第6号)するものとする。

(あっせん調書)

第8条 あっせん委員は、あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書(様式第7号)を作成し、あっせん委員及び農用地等の権利移動の当事者の署名の上、本会に報告するものとする。

(あっせん証明書)

第9条 本会は、前条のあっせんが成立した旨の報告があった農用地等について、権利移動の当事者の一方又は双方からあっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、あっせん証明書(様式第8号)を交付するものとする。ただし、あっせん証明書の交付後、第6条第2項に規定するあっせん事業の対象として不適正な事実が判明したときは、当該あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし、関係機関にその旨通知(様式第9号)するものとする。

(あっせん打ち切り)

第10条 あっせん委員は、次に掲げる場合には、あっせンを打ち切るものとする。

(1) あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めたとき。

(2) あっせんの過程で、第6条第2項に規定するあっせん事業の対象として不適正な事実があると認めたとき。

2 前項の場合には、あっせん委員は、あっせんてん末書(様式第10号)を作成し署名の上、本会に報告するものとする。

3 本会は、第1項第1号に基づきあつせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあつせんの相手方を選定してあつせんを行うか、又はあつせんをしないこととするかを決定し、あつせんをしない場合にはその旨をあつせんの申出者に通知(様式第11号)するものとする。

4 本会は、第1項第2号に基づきあつせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あつせんをしない旨の決定をし、その旨をあつせんの申出者に通知(様式第11号)するものとする。

(農地移動適正化あつせん台帳)

第11条 本会は、このあつせん基準に基づく農用地等の売買、貸借又は交換についてのあつせんの結果を記載した農地移動適正化あつせん台帳を備え置くものとする。

(事前届出の勧奨)

第12条 本会は、当該地域内の農業者等に対し、あつせん事業の趣旨、あつせん基準等の周知徹底に努めるとともに、農業者等が農用地等を売渡し、貸付け、買受け、借受け又は交換をしようとするときは、あらかじめ本会に届け出るよう指導するものとする。

(事業計画と事業実績の報告)

第13条 本会は、毎年度農地移動適正化あつせん事業実施計画(様式第12号)を定め、同様式による前年度の農地移動適正化あつせん事業実績と併せて宮城県知事に報告するものとする。

(内容変更)

第14条 本会があつせん基準を変更する場合には、当該変更についてあらかじめ利府町農地移動適正化あつせん基準作成協議会の意見を聞いた上、宮城県知事の認定を受けるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定められているもののほか、必要と認められるものについては、関係法令及び通知に基づいて処理するものとする。

附 則

この告示は、令和7年9月11日から施行する。

別表（第3条関係）

営農類型別経営基準及び経営目標

営農類型		目標規模	作目構成	
個別経営	水稻＋露地野菜	6.5ha	水稻 ねぎ	6ha 0.5ha
	水稻＋施設野菜	3.4ha	水稻 きゅうり	3ha 0.4ha
	施設野菜	0.3ha	トマト	0.3ha
	果樹	0.7ha	日本なし	0.7ha
	酪農	44頭	搾乳牛	44頭

◎算出根拠は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による。